



# みなかみ町感染症対応 避難所開設及び行動 マニュアル

(感染症対策を考慮した避難所開設の基準について)

みなかみ町総務課



# はじめに

新型コロナウイルス感染症流行下では、感染拡大を防ぐため、避難所においても「3つの密」を避けることが求められています。そのためには、1つの避難所に大人数が集まることがないように『**分散避難**』が必要となります。

避難とは指定避難所に移動することだけでなく、自宅が安全だと判断できる場所に移動することを意味します。例えば、自宅の2階以上で生活するようになり、安全な親類・友人宅に移動したりといった行動も避難になります。

このマニュアルは、みなさまひとりひとりが危険度を判断し、最善の避難行動をとっていただく一助として作成しました。自分や家族の身の安全が保障され、かつ感染リスクが低いところへの避難を心がけてください。

# 避難所開設及び行動マニュアルの概要



## (1)避難の判断

- ・ 避難判断基準情報ととるべき行動
- ・ 避難検討フロー（感染症対応）
- ・ 危険度の『確認』及び避難場所の『選定』

## (2)避難所の開設

- ・ 指定避難所の開設方針（感染症対応版）
- ・ 避難所開設での留意事項



## (3)不測の事態への対応

- ・ 想定を超える異常気象



# (1)避難の判断

住民自ら最善の避難場所や避難方法を判断

# 避難の判断基準となる情報ととるべき行動

○大雨による避難の判断（土砂災害及び浸水被害）

警戒レベル	町が出す避難情報	住民が取るべき行動	警戒レベル相当情報	気象庁が出す気象情報
5	緊急安全確保	命を守る行動	5 相当	大雨特別警報
4	避難指示	危険な場所から全員避難（注）	4 相当	土砂災害警戒情報
3	高齢者等避難	高齢者等は避難開始	3 相当	大雨警報 洪水警報
2		避難方法の確認	2	大雨注意報 洪水注意報
1		気象情報への注意力を高める	1	早期注意情報

※市町村は気象庁の警戒レベル相当情報や、現地の状況を総合的に勘案し、警戒レベル・避難情報を発令する（＝気象情報と避難情報は必ずしもリンクしない）

（注）＝避難勧告が発令されても、自分の居場所が安全だと判断できる場合は、その場から移動する必要はありません。

# 令和元年台風19号では、、、

時刻	避難情報・気象情報	警戒レベル (相当情報)
10/12 13:15	大雨警報	3相当
14:57	洪水警報	3相当
17:10	土砂災害警戒情報	4相当
19:20	避難勧告 (湯宿 他2地区)	4
20:12	大雨特別警報	5相当
10/13 0:10	大雨特別警報 解除	
7:45	避難勧告 解除	
8:25	土砂災害警戒情報 解除	
11:25	洪水警報 解除	
16:52	大雨警報 解除	

## 避難勧告判断

- ・土砂災害警戒情報
- ・赤谷川の増水
- ・上流域の雨量

## 避難所開設数

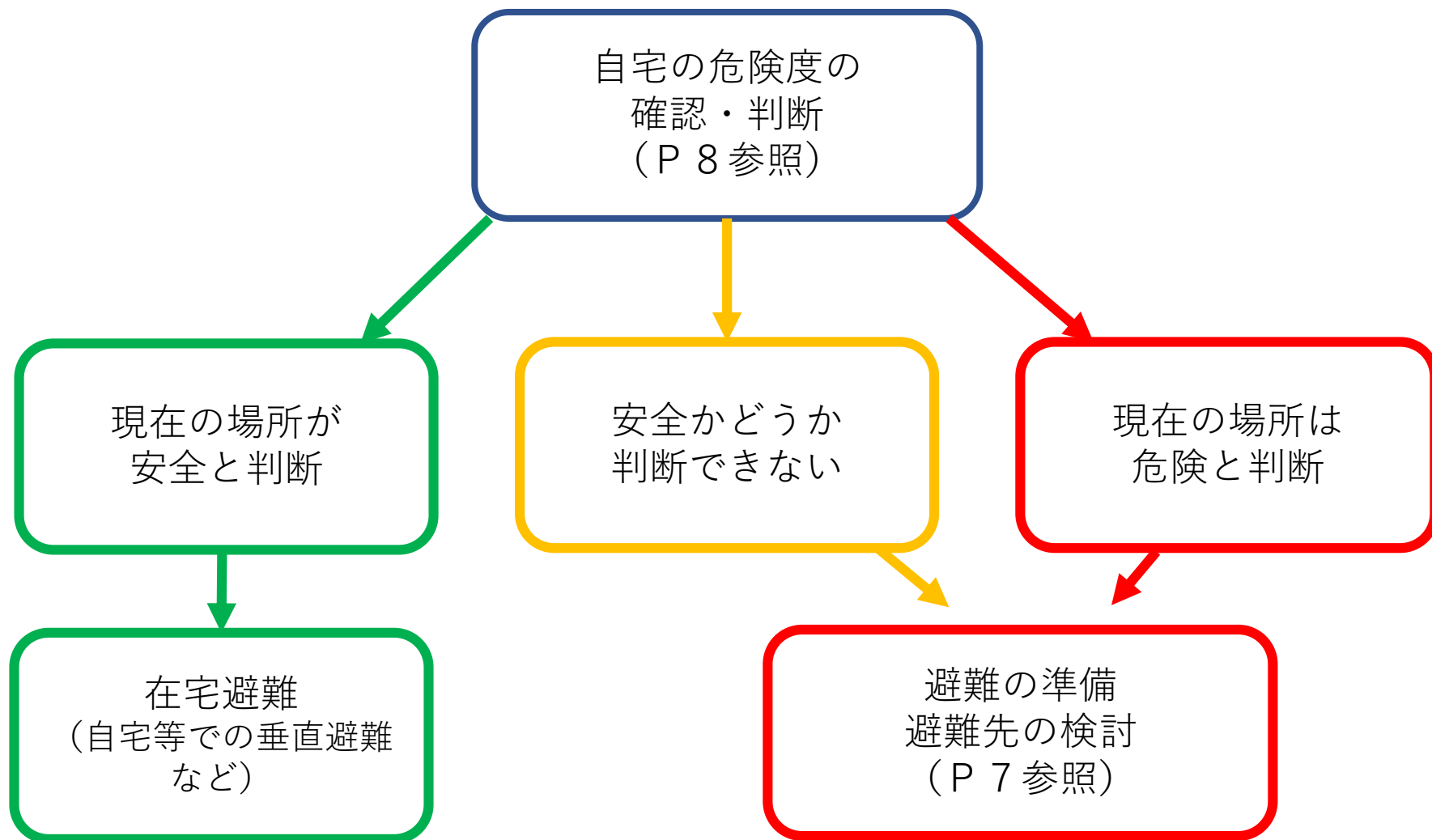
- ・町開設 6カ所
- ・地区開設 10カ所
- 計 16カ所

## 避難者数

- ・16カ所計 324名
- ・にいはるこども園 (最多)  
175名

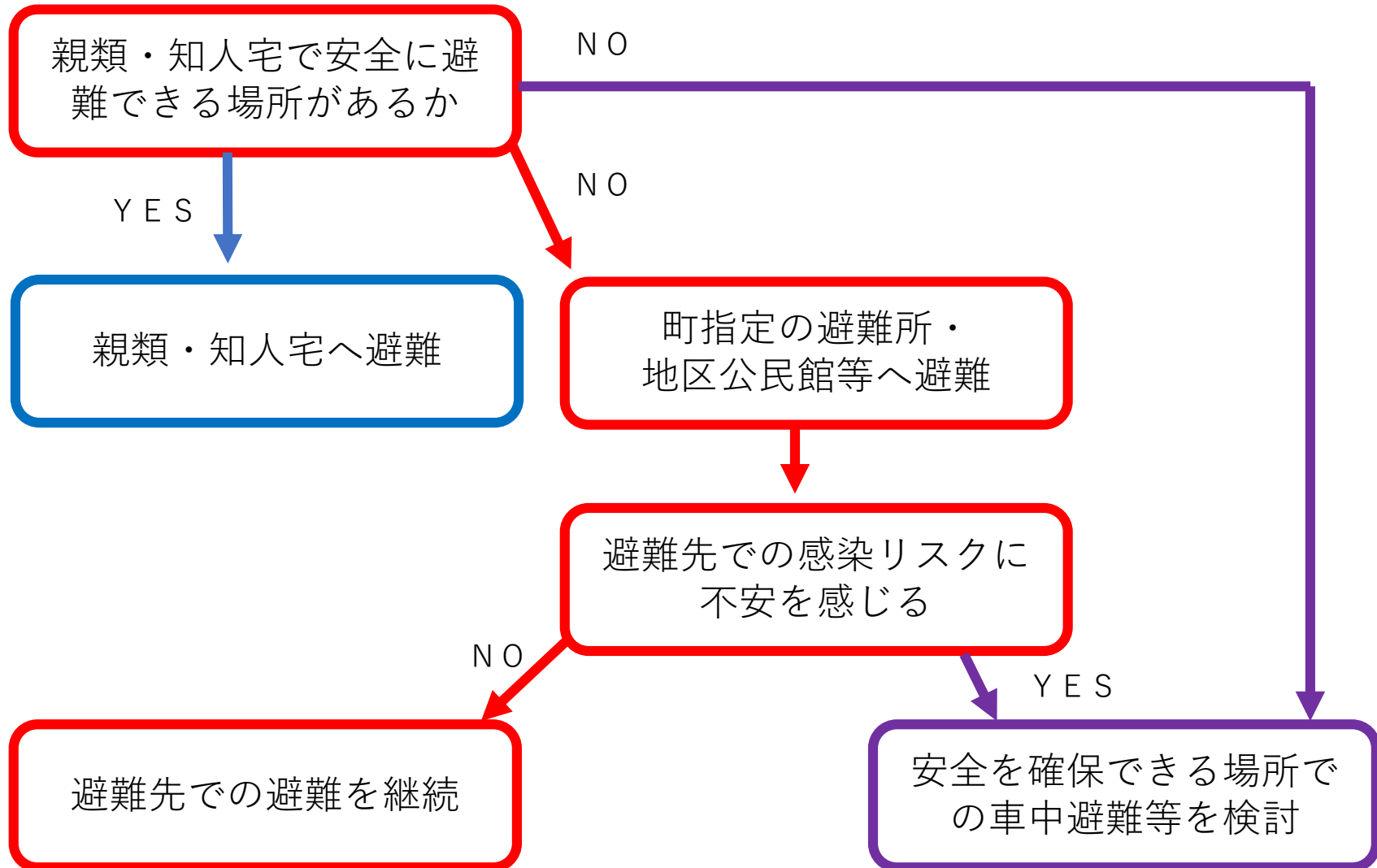
# 避難検討フロー (感染症対応)

○避難の検討フローにより避難の必要性や最適な避難方法を判断する



# 避難検討フロー（感染症対応）

○適切な避難場所を選択する





# 危険度の『確認』及び避難場所の『選定』

みなかみ町ハザードマップを用意し、自宅が**土砂災害警戒区域**や**浸水想定区域**に入っていないか確認する。また、山沿いや川沿いでないか背後地が高土手やがけ地でないかを確認する。これらのことに該当する場合は、在宅での避難は危険ですので下の選択肢を検討してください。

**在宅で安全が確保できない場合や判断ができない場合は、避難可能な親類や知人等に避難受入のお願いをする。**

それでも安全が確保できない場合は、近くの町指定避難所や地区公民館の開設状況を防災メール・HP・テレビ等により確認して避難する。避難所での感染予防ができる準備を行ったうえで避難してください。

町指定避難所では、三密になることを防ぐため間隔を広く取ったうえで換気を行うなどの対策を行うため、収容人数に限りがあり、対策を行ったとしても100%安全を確保できない。不安がある方や体調に異変がある方については車中避難を検討してください。

車中避難をする場合は、山沿いや川沿いでないか周囲に高土手やがけ地がないかを確認する。また、こまめに水分補給を行うなどエコノミークラス症候群予防に努める。

気象庁が発表する気象情報やみなかみ町が発表・発令する避難情報を確認し、自身の安全を確保できる避難行動を判断する。

## 避難に必要な物品（感染症対応）

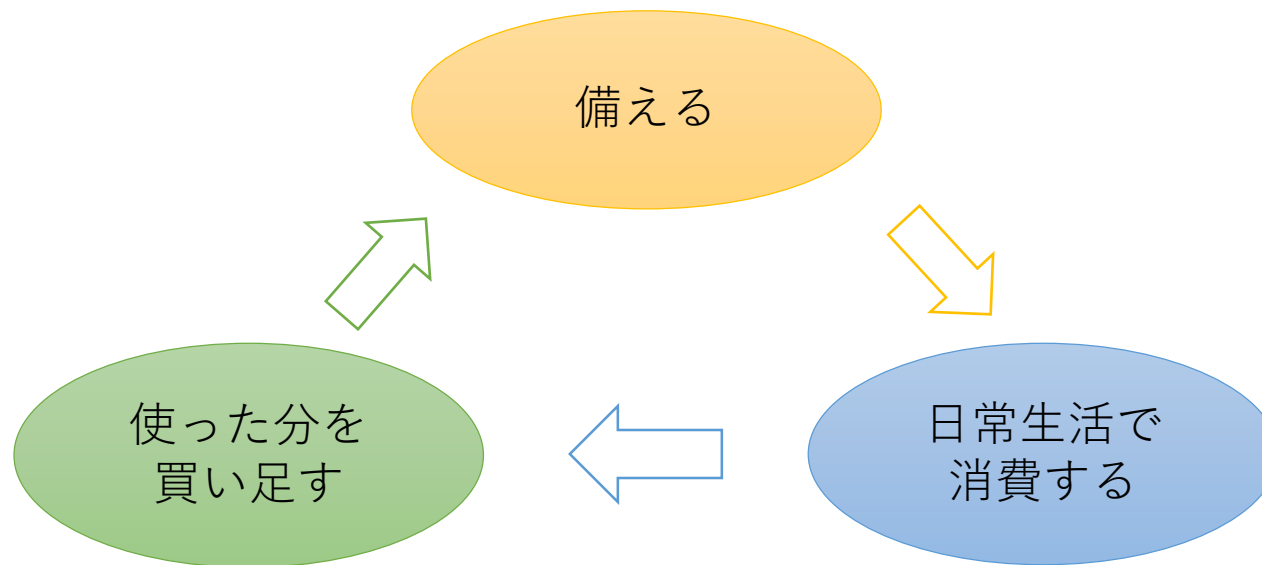
- マスク（タオル等）
- アルコール消毒液（ウェットティッシュ等）
- 体温計
- 寝具（毛布等）
- スリッパ
- 最低3日分の食料と飲料水
- 着替え
- 生理用品
- 携帯ラジオ
- モバイルバッテリー      など


災害時用備蓄として一定数を確保していますが、状況により十分な数が行き渡らない場合があります。

特に、マスク・寝具・着替えについては必ずご用意いただきますようお願い申し上げます。

# 家庭での飲食料品の備蓄について

- ・ 普段の買い物を少し多めに用意しておき、消費しながら備蓄を行う **ローリングストック** をオススメいたします。
- ・ 備蓄専用で飲食料品を用意したり、台風直前に買い出しに出かけるよりも安心かつ確実に必要なものを確保できるので、ぜひ検討してみてください。





## (2)避難所の開設

感染症対策を考慮した開設

# 指定避難所の開設方針（感染症対応版）

感染者が確認されておらず、避難所での感染症対策が確実にできる場合	感染者は確認されていないが、避難所での感染症対策が確実にできない場合	感染者が確認されていないが、避難勧告や避難指示の判断を行う場合	感染者が確認された状況で避難勧告や避難指示の判断を行う場合
<p>警戒レベル3『高齢者等避難』で、避難所運営が通常どおりできる状況においては開設予定指定避難所を開設したうえで、在宅避難や親類・知人宅への避難の検討を推奨する。</p>	<p>警戒レベル3『高齢者等避難』で、避難所での感染対策（衛生環境の保持）ができない場合（備蓄品の品薄状態や職員配置が不可能）は下の6か所を開設し、被害状況により追加で避難所の開設を行う。 また、在宅避難や親類・知人宅への避難の検討を推奨する。</p>	<p>警戒レベル4『避難指示』等の状況では相当数の避難者が予測される。下の6か所と被害状況により追加で開設を行う。また、在宅避難や親類・知人宅への避難のほか、車中避難の検討を推奨する。</p>	<p>検温や体調観察等を行いながら、避難所の衛生管理を行うため多数の職員が必要となる。緊急事態宣言による勤務の分散や感染症対応業務も並行して行う必要があり、通常業務に相当な支障が出る。感染症対策業務継続計画と調整を図るとともに、より一層の在宅避難、車中避難を推進する。</p>

## < 開設予定指定避難所 >

- ・中央公民館
- ・カルチャーセンター
- ・水上社会体育館
- ・水上北部生活改善センター
- ・新治公民館（新治支所）
- ・にいはるこども園

※被害状況・危険度により上記以外の指定避難所を追加で開設いたします。

# 避難所開設での留意事項

---

## 【可能な限り多くの避難所の開設】

○避難が必要な気象条件や災害が発生した場合は住民の避難の状況等によって、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊可能施設等の活用等も検討すること。

---

## 【親戚や友人の家等への避難の検討】

○避難が必要な気象条件や災害が発生した場合には、避難生活が必要な方に対して、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親類や知人の家等への避難を検討していただくことを周知する。

---

## 【自宅療養者等の避難の検討】

○自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、利根沼田保健福祉事務所や本町保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

---

## 【避難者の健康状態の確認】

○避難者の健康状態の確認について、利根沼田保健福祉事務所や本町保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者切替照雄）作成（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）

・避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

---

#### 【避難所の衛生環境の確保】

○物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

---

#### 【十分な換気の実施、スペースの確保等】

○避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペース（概ね2.0mの間隔）を確保できるよう留意すること。

○確保が困難な場合は、車での避難者については車中避難の協力を依頼し、それでも、スペースが足りない場合はパーテンションを設置する。

---

#### 【発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保】

○発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましいが、難しい場合には可能な限りエリアを分け更にパーテンション等により隔離スペースとする。

○同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。

○症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。

○避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図る。


---

#### 【避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合】

○新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、利根沼田保健福祉事務所や本町保健福祉部局と十分に連携のうえで、適切な対応を事前に検討すること。

※ 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。





## (3)不測の事態への対応

感染症対策を考慮した開設

## 想定を超える異常気象

1. 想定を超える異常気象が発生した場合は、基本的に**車中避難により最悪の状況を乗り越えること**（自身の命や安全を確保するための最善の行動）を推奨し、車中避難が不可能な方については、感染防止を徹底し避難所での避難とする。
2. 台風など暴風を伴う異常気象において、自宅の安全確認ができない場合、避難所に避難者が集中することが想定される。このような時に通常の避難所運営が行えない状態で感染防止対策も不可能となった場合は、受入段階での健康状態を確認したうえで、心身の異常や不調等がある場合は施設管理者と協議を行い、**分散や隔離に使用できる別室やスペース等をできるだけ活用**する。
3. 上記1・2で対応できない事態となった場合は、町内の福祉施設等の活用要請を行い受け入れを施設の多様化分散化を強化することとする。